

施行状況評価の進め方について

●背景

平成 30 年 6 月に施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「種の保存法」という。）附則第 10 条に基づき^(※)、規定の施行評価及び講ずべき措置の検討が必要。

（※参考）

・附則第 10 条

政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●検討スケジュール

R 5 年度

○R 6 年 3 月 21 日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」設置・検討開始（＜保全＞及び＜流通＞の合同開催）

- ・種の保存法に関する施行状況評価及び講ずべき措置の検討スケジュールの報告、委員からの意見聴取 等

R 6 ～ 7 年度（予定）

○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」の開催・取りまとめ

＜保全＞ 2 回（11/12・1/31）、＜流通＞ 2 回（10/18・12/18）、合同 1 回（2/26）

➤ 施行状況評価をもとにした改善すべき課題整理



●「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」（仮称）設置・検討開始

- 講ずべき措置について報告書
- 制度改正等が必要な場合には小委の要否検討

※R 6 年度～第 5 次環境省レッドリストについて、分類群ごとに順次公表予定

※R 7 年度（2025 年 11 月）にワシントン条約第 20 回締約国会議が開催予定



R 7 年度以降 中環審（野生生物小委員会）

- 検討会での検討結果を報告
- 制度改正等を伴う場合には必要に応じて諮問

●保全に関する施行状況評価

【第1回会議（R6／11／12）】

■国内希少野生動植物種の指定について

- ◇ 指定の状況
- ◇ 特定第二種国内希少野生動植物種の指定状況【前回法改定事項】

■生息地・生育地の保全について

- ◇ 生息地等保護区の概要
- ◇ 自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の保全状況

【第2回会議（R7／1／31）】

■保護増殖事業について

- ◇ 保護増殖事業の状況
- ◇ 認定動植物園の状況【前回法改定事項】

■国内希少野生動植物種の扱いにかかる問題（放出等）

●流通に関する施行状況評価

【第1回会議（R6／10／18）】

- ◇ オンライン上の広告規制の運用について
- ◇ 国際希少野生動植物種の個体等登録制度における個体識別措置について
- ◇ 象牙全形牙の登録制度の運用について
- ◇ 交雑個体の取扱いについて

【第2回会議（R6／12／18）】

■国際希少野生動植物種の個体等登録制度について

- ◇ 象牙全形牙の登録制度 <再>
- ◇ 登録制度における個体識別措置 <再>
- ◇ 生体の登録の更新制度

■種の保存法に基づく流通規制について

- ◇ 交雑個体の取扱い <再>
- ◇ ペット流通種の取扱い

■種の保存法に基づく規制の監視について

- ◇ オンライン上の広告・取引規制の監視 <再>
- ◇ 陳列・広告規制の的確な監視

●合同会議（R7／2／26）

- ◇ 施行状況評価報告書（骨子案）について
- ◇ 希少野生動植物種の保全・流通双方に係る措置について
- ◇ 今後の方向性について